

第九号

徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部改正について

徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十九年六月十五日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

徳島県の事務処理の特例に関する条例（平成十一年徳島県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項の表第三号の1中「第四十六条第一項」を「第一百七十一条第一項」に改め、同号の2中「第四十七条第一項」を「第一百七十二条第一項」に改め、同号の3中「第四十七条の二第一項」を「第一百七十三条第一項」に改め、同表第三十二号の1中「（省令第三十六条の四十七において準じて行うものとされる場合を含む。）」及び「養育里親名簿の登録の」を削り、「受理」の下に「（省令第三十六条の四十七の規定によりこれに準じて行うものを含む。）」を、「送付」の下に「並びに省令第三十六条の四十一第三項の規定による申請の受理及び県への送付」を加え、同号の2中「第三十六条の四十三（省令第三十六条の四十七において準じて行うものとされる場合を含む。）」を「第三十六条の四十三第一項及び第二項」に改め、「受理」の下に「（省令第三十六条の四十七の規定によりこれに準じて行うものを含む。）」を加え、同号の3中「（省令第三十六条の四十七において準じて行うものとされる場合を含む。）」及び「養育里親名簿の」を削り、「受理」の下に「（省令第三十六条の四十七の規定によりこれに準じて行うものを含む。）」を加え、同号の4中「（省令第三十六条の四十七において準じて行うものとされる場合を含む。）」を「及び第三項」に改め、「養育里親名簿の」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

地方自治法の規定による市長との協議に基づき、知事の権限に属する事務の一部を市が処理することとする等の必要がある。これが、この条例案を提出する

理由は、